

金銭管理が難しい、契約などの手続きが難しい そんなときは「かけはし」へ

「かけはし」とは

・社会福祉協議会が行っている事業です。認知症や知的障害・精神障害により判断能力が不十分なため、日常生活を営む上で不安のある方が利用できます。サービス提供の契約を結び、地域で安心して自立した生活ができるよう相談や支援を行っています。このほか成年後見の利用や、権利擁護に関する各種相談にも応じています。

・福祉サービス利用援助



介護サービスの
契約内容がよく
わからなくて...

福祉サービスの利用における
申込み、契約の代行などを支
援します
一緒に考え手続きしましょう

・書類など預かりサービス



預金通帳、どこ
にしまったかなあ

通帳や印鑑、証書などお預
かりします
安全な場所にお預かりします

・日常的金銭管理サービス



生活費の支払いが
一人では難しくて...

お金の支払いで
いつも迷ってしまう

福祉サービスの利用料の支
払い、預貯金の出し入れなど
お手伝いします

お気軽にご相談ください!!

広島市五日市地域包括支援センター

住所: 広島市佐伯区五日市中央2丁目4-40
電話: 082-924-0053 FAX: 082-921-2865
メール: itsukaichi_chiikihokatsu@misasakai.or.jp

※事務所前に駐車場(2台)があります



引用
広島市社会福祉協議会
『かけはし』パンフレット
2021年3月増刷分



**五日市
包括だより**

第17号
(令和7年4月分)
発行元:
広島市五日市地域
包括支援センター

新入生さん
気を付けて!
車を運転する皆さんも優しい
気持ちで見守ってね(^^♪



シニアカー(電動カート)＝歩行者扱い

最近、街中でシニアカー(電動カート)を利用されている方を見かける事が多くな
ってきています。シニアカーは、4輪であることから、軽車両や軽自動車扱いと思わ
れている方がおられるのではないのでしょうか。今回は、シニアカー(電動カート)を
紹介します。

シニアカー(電動カート)とは

- ① **歩行者扱い**※で歩道を入ることを認めている。
・原則として歩道を走行する。
・道路の中央を走行できない。
 - ② **運転免許は不要**。
 - ③ **時速6km以下**(成人が早歩きをした時の速度)
 - ④ **電車やバス**は、車いす対応しているものであれば**利用ができる**。
- 運転される方も周りの方も気を付けて、譲り合って通っていきましょう。**

※参考: 国土交通省「自転車等に関する法令等の規定」 法2条1項11号の3

